

[事案 29-196] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 8 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

入院の必要性がないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

椎間板ヘルニアを治療する目的で約 4 か月入院し、平成 14 年 8 月に契約した定期保険にもとづき給付金を請求したところ、支払いを拒否されたが、以下の理由により、疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師から、食事とトイレ以外の時間は牽引していると言われていた。
- (2) 受傷直後、近所の整骨院を受診して自宅にて療養していたが、背骨が曲がったまま完治しなかったため、病院を受診した。
- (3) 医療記録上、入院後まもなく「Lumbago(-)」の記載があるが、主治医に「だいぶいいです」と言ったものの、「痛みがまったくありません」とは言っていない。

<保険会社の主張>

本入院は、約款上の入院要件を満たさず、全期間入院の必要性は認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款に定める「入院」（自宅等での治療が困難であり、常に医師の管理下において治療に専念することが必要）に該当しないとする保険会社の判断が不合理とは認められないが、申立人の症状の経過や治療内容等を総合的に考慮すると、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。